

平成 25 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 日創プロニティ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 石 田 利 幸
本 社 福岡県福岡市南区向野一丁目 15 番 29 号
所 在 地
コード番号 (3440 Q-Board)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 西 川 新 二
TEL092-552-3749

定款一部変更及び監査役会設置並びに会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 11 月 27 日開催予定の当社第 30 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は資本金が 5 億円以上となり、会社法第 328 条第 1 項の規定により監査役会及び会計監査人の設置が義務付けられることになりました。これに伴い、現行定款第 5 条（機関）に「監査役会」及び「会計監査人」を追加し、併せまして「第 5 章 監査役」を「第 5 章 監査役及び監査役会」とし、「第 6 章 会計監査人」を新設するとともに、所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することを目的に、取締役の員数を 7 名以内から 10 名以内に変更するものであります（現行定款第 18 条）。
- (3) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として新たに取締役会長を追加するものであります（現行定款第 22 条）。
- (4) 平成 25 年 3 月 1 日付で実施した株式分割及び単元株制度採用に伴い、単元未満株式についての権利に係る規定を新設するものであります。
- (5) 上記の変更に伴い、条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 25 年 11 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年 11 月 27 日

II. 会計監査人選任の件

1. 会計監査人選任の理由

当社は資本金が5億円以上となり、会社法第328条第1項の規定により会計監査人の設置が義務付けられることになりました。つきましては、当社はこれを機に会計監査体制のより一層の充実・強化を図ることとし、「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会計監査人の選任をするものであります。

また、候補者は金融商品取引法に基づく当社の監査をすでに行っていることから、当社の会計監査人に適任であると考えております。なお、本議案提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 選任する会計監査人の概要

名 称	如水監査法人
事 務 所	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目12番15号 読売福岡ビル9階
沿 革	平成19年8月 如水監査法人 設立 平成21年11月 上場会社監査事務所登録制度への本登録認定
概 要 (平成25年9月末日現在)	資本金 13,300千円 社員数 7名 監査関与上場会社数 4社

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第6条・第7条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第8条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>第19条～第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>③・④項 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第6条・第7条 (現行どおり)</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 <u>当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</u></p> <p>1) <u>会社法第189条第2項に掲げる権利</u></p> <p>2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>第20条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>3・4項 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第25条～第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第34条 <u>当社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに監査役に対して、発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
第 33 条・第 34 条 (条文省略)	第 38 条・第 39 条 (現行どおり)
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	<p>(会計監査人の選任方法)</p> <p><u>第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新設)	<p>(会計監査人の任期)</p> <p><u>第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
第 6 章 計算 第 35 条～第 38 条 (条文省略)	第 7 章 計算 第 43 条～第 46 条 (現行どおり)